

尾張旭市選挙管理委員会（令和 7 年第 3 回）会議録

- 1 開催日時
令和 7 年 6 月 26 日（木）
開会 午前 9 時 30 分
閉会 午前 10 時 00 分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎 3 階 301 会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、服部一
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0 名
- 6 出席した事務局職員
書記長 加藤剛、次長 西尾裕子、係長 堺和彦、書記 水野史章
- 7 議題
第 11 号議案 投票所の指定について
第 12 号議案 期日前投票所の指定について
第 13 号議案 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について
第 14 号議案 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
第 15 号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について
第 16 号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
第 17 号議案 開票の場所及び日時の決定について
第 18 号議案 開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
第 19 号議案 投票立会人の選任について
第 20 号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について
第 21 号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
第 22 号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について

8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第3回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、令和7年7月20日執行予定の第27回参議院議員通常選挙関係の12議案でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。 それでは、委員長お願いします。
委員長	改めましておはようございます。 (委員長あいさつ) それではまず、次第の2「会議録について」でございます。第2回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。
委 員	(なし)
委員長	それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。 それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。 第11号議案「投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局	では第 1 1 号議案「投票所の指定について」、説明いたします。 この案につきましては、愛知県選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の投票所を、尾張旭市公職選挙管理規程第 8 条により定められた 2 1 の投票区に下記のとおり指定しようとするものでございます。前回からの変更はございません。第 1 1 号議案の説明は以上でございます。
委員長	では第 1 1 号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。 第 1 1 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 1 1 号議案は可決されました。 続きまして、第 1 2 号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第 1 2 号議案「期日前投票所の指定について」、説明いたします。

	この案につきましては、公職選挙法第48条の2第6項の読替規定による同法第39条の規定により愛知県選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。 第12号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第12号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。 第12号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第12号議案は可決されました。 続きまして、第13号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第13号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第49条の2第4項の読替規定による同法第48条の2の規定により在外選挙人が一

	時的に帰国して国内滞在中に期日前投票を行う場合の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。 第 1 3 号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第 1 3 号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 1 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 1 3 号議案は可決されました。 続きまして、第 1 4 号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第 1 4 号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」 ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第 6 1 条第 2 項及び同法施行令第 6 7 条第 1 項の規定により、市の選挙管理委員会は開票管理者及びその職務代理者を選任することになっております。今回の選挙につきましては、開票管理者には赤尾委員長を、開票管理者の職務代理者は森委員にお願いしようとするもの

	でございます。第 1 4 号議案の説明は以上です。
委員長	では、第 1 4 号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。 第 1 4 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 1 4 号議案は可決されました。 続きまして、第 1 5 号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第 1 5 号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法施行令第 1 7 条ただし書の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、参院選の任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前 6 0 日から選挙期日まではその登録の移替えを

	延期することができると規定されています。 選挙のお知らせの発送準備等に必要な期間を考慮し、登録の移替えを令和7年6月12日から選挙期日までの移動分について、延期しようとするものでございます。 第15号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第15号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第15号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第15号議案は可決されました。 続きまして、第16号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第16号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定

	により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がくじで定める順序によるとされています。このため、投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を公示日であります令和7年7月3日の午後7時と定めようとするものでございます。 第16号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第16号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第16号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第16号議案は可決されました。 続きまして、第17号議案「開票の場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第17号議案「開票の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第63条及び第64条の規定により、開票の場所を市の選挙管理委員会が指定した場所

	に設けることとなっているため、開票場所を尾張旭市総合体育館 2 階競技場（アリーナ）、日時を令和 7 年 7 月 20 日、午後 9 時と定めようとするものでございます。 第 17 号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第 17 号議案について、何かご質問等はございませんか。
	（なし）
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 17 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 17 号議案は可決されました。 続きまして、第 18 号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第 18 号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第 62 条第 2 項の規定により、公職の候補者は、開票立会人となるべき者を 1 人定めて、選挙の期日前 3 日までに市の選挙管理委員会に届け出ること

	ができるとされており、その立会人が１０人を超えるときは、市の選挙管理委員会がくじで定めた１０人とするようになっております。また、同法第６２条第６項の規定により、開票立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を令和７年７月１７日の午後６時に定めようとするものでございます。なお、開票立会人の届出は同日の午後５時までとなっております。第１８号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第１８号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第１８号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第１８号議案は可決されました。 続きまして、第１９号議案「投票立会人の選任について」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第１９号議案「投票立会人の選任について」、ご説明いたします。 公職選挙法第３８条第１項の規定により、市の選挙管理委員

	会は選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て２人以上５人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、別紙一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。 選任につきましては、各投票区に２人とし、原則、前半・後半の２交代制として午後１時３０分に交代することとしていますので、全部で８４名の方に投票の立会をお願いすることになります。 第１９号議案の説明は、以上です。
委員長	では、第１９号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。 第１９号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第１９号議案は可決されました。 続きまして、第２０号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第２０号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、

	ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。 第20号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第20号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。 第20号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第20号議案は可決されました。 続きまして、第21号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第21号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。

	この案につきましては、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。 投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者は係長職員を充ててございます。 第21号議案の説明は、以上です。
委員長	では、第21号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。 第21号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第21号議案は可決されました。 続きまして、第22号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第22号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について

	て」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第37条第2項の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第24条第1項の規定により、その職務を代理すべき者を選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。 投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は市役所総務部の課長補佐相当職以上を選任してございます。 第22号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第22号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第22号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第22号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かあります

	か。
事務局	報告事項 ○ 参議院議員通常選挙関係付議議案一覧について ○ 次回日程確認 令和7年7月2日（水）午前9時30分から 市役所南庁舎3階 302会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。